

環生第203号  
31静環環保1539-2号  
浜環保第220号  
沼生環第290号  
富環保発第178号  
令和元年9月25日

## 関係団体 各位

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課長  
静岡市環境局環境保全課長  
浜松市環境部環境保全課長  
沼津市生活環境部環境政策課長  
富士市環境部環境保全課長

### 建築物の解体等工事に係る石綿（アスベスト）対策の徹底について

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃より御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、石綿（アスベスト）は昭和30年頃から建築材料として、様々な建築物等に広く使用されてきましたが、石綿のばく露による重篤な健康被害が社会問題となり、現在では、石綿を使用した製品の製造等が原則として禁止されるとともに、石綿を使用した建築物の解体等工事に伴うばく露防止、環境中への飛散防止対策が図られています。

しかしながら環境省の調査によりますと、未だに法令が遵守されずに建築物の解体等工事が行われている事例が報告されています。

つきましては、建築物の解体、改造又は補修工事を発注する際には、平成30年2月6日付け環生第321号、29静環環保2468-1号、浜環保第309号、沼生環第421号、富環保発第261号により通知した内容を、貴会会員に改めて周知していただくとともに、下記の留意事項についても併せて周知していただくようお願いいたします。

#### 記

##### 1 石綿含有建材使用の有無の確認の徹底について

事前調査を行っているものの、解体が始まらないと石綿含有建材の有無を確認することができない箇所がある場合については、関係者間での情報共有を徹底して、当該箇所の石綿含有建材の有無を適切な時期に確認する必要があること

## 2 特定粉じん排出等作業に係る届出及び作業基準の遵守について

解体工事等を行う建築物等に特定建築材料が使用されている場合については、大気汚染防止法に基づく届出や作業基準の遵守が必要なこと

## 3 石綿飛散防止対策の徹底について

天井板の裏側などの隠蔽部では、それ自体には特定建築材料の使用が無い場合であっても、周囲に吹付け石綿などがある場合には、それが付着している可能性があるため、このような場所の調査や解体等工事を実施する際には、飛散防止対策を実施する必要があること

### 【問合わせ先】

区 分	相 当	電 話	e-mail
静岡市、浜松市、沼津市、富士市以外の市町の方	静岡県くらし・環境部 環境局生活環境課	054-221-2253	seikan@pref.shizuoka.lg.jp
静岡市内の方	静岡市環境局 環境保全課	054-221-1358	kankyouhozen@city.shizuoka.lg.jp
浜松市内の方	浜松市環境部 環境保全課	053-453-6170	kankyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp
沼津市内の方	沼津市生活環境部 環境政策課	055-934-4740	kankyo@city.numazu.lg.jp
富士市内の方	富士市環境部 環境保全課	0545-55-2774	ka-kankyouhozen@div.city.fuji.shizuoka.jp